# 平成21年11月8日執行

# 広島県知事選挙 広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙 広島県議会議員広島市西区選挙区補欠選挙

1	あらま	L	1
2	事務執	行日程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
3	選挙人	名簿登録者数 · · · · · · · · · · · · · · · · · 1	
	(1) 広島県	県知事選挙にかかる選挙時登録····· 1	3
	(2) 広島県	県議会議員補欠選挙にかかる選挙時登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
4		及び開票管理者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
		長及び同職務代理者····· 1	
	(2) 開票管	章理者及び同職務代理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-	4
5		務関係者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		事務関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	(2) 開票	事務関係者······ 1	6
6	選挙啓	発事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
(	(別冊1)	広島県知事選挙	
(	(別冊2)	広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙 広島県議会議員広島市西区選挙区補欠選挙	

# 街頭での啓発グッズの配布



区役所等に掲出した懸垂幕・立看板







期日前投票周知用立看板



# JR西広島駅の大型看板



花電車



本通りアーケードの大型垂れ幕



中央公園の大型看板



大学での啓発グッズの配布





ポスター掲示場 (広島県知事選挙)



ポスター掲示場(広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙)



投票風景



開票風景



# 1 あらまし

今回の広島県知事選挙は、広島県知事の任期が平成21年11月28日に満了することに伴い行われたものであり、広島県選挙管理委員会は、7月7日の委員会において第17回広島県知事選挙を10月22日(木)に告示し、投票日を11月8日(日)にすることを決定した。

また、これにあわせて、広島市南区選挙区において窪田恭三広島県議会議員の死亡により1人の欠員が生じているため、公職選挙法第113条第3項第3号の規定により、広島県知事選挙の執行と同時に広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙を行うこととし、告示日を10月30日(金)とした。

さらに、広島市西区選挙区において柴﨑美智子広島県議会議員が10月21日に辞職し、 広島県知事選挙へ立候補したことから1人の欠員が生じたため、あわせて広島県議会 議員広島市西区選挙区補欠選挙が行われることとなった。

なお、広島県知事選挙へ立候補した広島市安佐南区選挙区の河井案里広島県議会議員については、公職選挙法第90条による立候補に伴う自動失職であったことから、補 欠選挙とならなかった。

広島市以外の広島県内においては、広島県知事と同時に広島県議会議員三原市世羅 郡選挙区補欠選挙及び呉市長選挙が、それぞれ執行された。

広島県知事選挙には、5人が立候補し、投票率は、過去最低であった前回(平成17年11月6日執行)の27.14%と比べて、6.57ポイント高い33.71%となった。

広島市においても、前回の20.53%を12.03ポイント上回る32.56%の投票率であった。

開票の結果、ゆざき英彦候補(無所属)395,638票、河井あんり候補(無所属)195,623票、村上昭二候補(日本共産党)77,515票、かわもと康裕候補(無所属)57,846票、しばさきみちこ候補(無所属)29,646票となり、ゆざき英彦候補が当選した。

広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙においては3人が立候補し、投票率は32.66%であった。

開票の結果、くぼた泰久候補(無所属)18,718票、おおはま博幸候補(無所属)9,422票、長妻りょう候補(日本共産党)5,743票となり、くぼた泰久候補が当選した。

広島県議会議員広島市西区選挙区補欠選挙においては立候補が1人であったことから、届出のあった候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えないため無投票となり、 ふくち基弘候補(民主党)が当選した。

# 2 事務執行日程

			期	告	任	市選管の行う事務	区選管の	)行う事務			選挙長の行う事系 【議・南区、西区			
月	日	曜	日前	示前	期満		ID Ite			ID II				備考
			後	後	了前	事 項	根拠 法令	事	項	根拠 法令	事	項	根拠 法令	
			IX.	IX.	נים	・選挙執行計画の決定		· 選挙執行計	一面 及び車					投票用紙の区
								務分担の決	定					分
						・ 臨時啓発事業計画の 策定及び実施		· 投票管理者 務代理者(注 期日前投票	投票所及び					【県知事選 挙】白色の用 紙に黒色のイ ンクで印刷
						・市広報紙「ひろしま 市民と市政」へ周知 啓発記事掲載依頼		・開票管理者 務代理者の						【県議補選】 ピンク色の用 紙に黒色のイ ンクで印刷
						・諸印刷物の発注依頼	i	· 期日前投票 票)事務従						
						<ul><li>・投票・開票事務取扱要領の検討</li><li>・選挙公報配布実施計画の決定</li><li>・区選管等との打合せ</li></ul>		・投票・開票 者の選手・ ・投産認子・ ・投産認 ・投産認 ・選挙のお 事務	]票所施設 使用依頼					
						· 選挙事務従事者(市 職員)の協力要請	•	・ 個人演説会	関係事務					
								<ul><li>ポスター掲 場所の調査 の作成</li><li>選挙人名簿</li></ul>	及び資料					
								録の準備 ・投票箱等投 器材の配送	雲・開票					
								· 選挙公報配 措置 · 投票立会人						
								び期日前投 定	(票所)の内					
								・ 区広報紙へ 記事掲載体 ・ 区役所懸垂 掲示場所の	頼 幕·のぼり					
						・後援団体に関する寄 附等の禁止期間の開	5	16/17/9/17/02	HE DIO					· 任期満 了日
8月3	30日	<b>m</b>	-70	-53	-90	始(任期満了日前90 日に当たる日から選 挙期日まで)	)							11月28日
8月3	31日	月	-69	-52	-89	· B.光言· B. 从言· 4.1								
	111		-68		-88	<ul><li>選挙事務従事者カード・データ:区選管へ送付</li></ul>								
_	3日		-67 -66	-50 -49	-87 -86									
	14日	<u> </u>		-48										
-	5日		-64	-47	-84									
9月	6日		-63	-46	-83									
	7日		-62	-45	-82		1							
	18日		-61	-44	-81									
	10日		-60 -50		-80 -70		-							
	10日		-59	-42	-79			選挙事務従						
	11日	20000000	-58		-78			ド・データ へ提出	:市選管					
	12日	*****	-57 -56	-40 -39	-77 -76		-			-				
	14日	00000	-55	-39	-76 -75		+							
	15日		-54		-74	・選挙事務従事者カー ドを各局庶務担当課 へ送付								
9月	16日	水	-53	-36	-73	יון באר								
-	17日		-52	-35	-72									
9月	18日	金	-51	-34	-71									
-	19日	#	-50	-33	-70		1							
_	20日	H	-49		-69		-							
9月2	21日 22日	批	-48 -47	-31 -30	-68 -67		+							
9月2	22 H	W	-4/	-3U	−o /			l						1

								/= S ====		選挙	長の行う事剤	务	
		期日	告示	任期	市選管の行う事務	1	区選管の	行う事務			南区、西区		
月日	曜	□前·後	が前・後	<sup>飛満</sup> 了前	事 項	根拠法令	事	項	根拠 法令	事	項	根拠法令	備考
9月23日	祝	-46	-29	-66	m_ 6_ 40. = C 40. = C								
9月24日	木	-45	-28	-65	<ul><li>・ 町名・投票区・投票所名ファイル出力:区選管へ送付</li></ul>								
9月25日	金	-44	-27	-64									
9月26日	#	-43	-26	-63									
9月27日	B	-42	-25	-62			m_ /2 _10.35.C	- 10.mm-r					
9月28日	月	-41	-24	-61			・ 町名・投票区 名ファイル・ 市選管へ送	修正分: 付					
9月29日	火	-40	-23	-60	・電算データ現在日		■ 選挙人名簿 替延期期間 限(任期が の60日前か	の告示期 終わる日	令17, 市 事12の2				
					・ 町名・投票区・投票所 名ファイル修正分: 情報システム課へ提 出								
9月30日	水	-39	-22	-59	△ 啓発用看板作成等業務(落札決定)		・選挙人名簿 替延期開始 日まで)		令17				
10月1日	木	-38	-21	-58	・投票区スペースリス ト出力:区選管へ送 付		・投票区 ス^ ト修正分: 送付						
					・選挙事務従事者カー ド・データを区選管 へ送付 △ ポスター掲示場設置								
10月2日	金	-37	-20	-57	業務(落札決定) ・投票区スペースリスト修正分:情報システム課へ提出・選挙マスタ作成								
10月3日	#	-36	-19	-56	<ul> <li>縦覧リスト等出力</li> <li>投票受付システム用データ作成</li> <li>投票区別索引簿:出力・カット(10月8日まで)</li> <li>選挙のお知らせ:出力・カット(10月12日まで)</li> </ul>								
10月4日	п	-35	-18	-55									
10月5日	月	-34	-17	-54	△ 選挙係長担当者会議 15:00 中区役所3 階第2会議室 △ ポスター掲示場設置								
					業務(契約締結)		・縦覧リスト	等:受領·					
					管配付		点検						△市区町
10月6日	火	-33	-16	-53									事務打 合せ会 八丁堀 シャン テ 13:00
10月7日	水	-32	-15	-52									· 投票用 紙印刷 (県選 管)
10月8日	木	-31	-14	-51									

			#0	4	IT	市選管の行う事	区選管の	行う事務			長の行う事			
			期日	告示	任期	川送目の1〕7争	133	区医目07	1〕ノ 争 7カ		(県議	·南区、西区	[)	1
月	日	曜	前 · 後	前・後	満了前	事 項	根拠法令	事	項	根拠法令	事	項	根拠法令	備考
10,5	月9日	金	-30	-13	-50	・投票区別索引簿: 選管へ引継ぎ	K	・投票区別索 領·点検						· 立候補 予定者 説明会 (県知 事) 県庁 13:30
								・投票用紙受領	迫					· 投票用 紙発送 (県選 管)
10月	10日	1	-29	-12	-49									
10月	11日	В	-28	-11	-48									
10月	12日	祝	-27	-10	-47									
10月	13日	火	-26	-9	-46	△市・区選管委員長 事務局長合同会議 15:00 中区役所3 第2・3会議室 △選挙のお知らせ:	階	<ul><li>選挙のお知り</li></ul>	らせ・母					
						選管へ引継ぎ		領·点検	уе. х					
10月	14日	水	-25	-8	-45									
10月	15日	木	-24	-7	-44	・市広報紙に記事掲	載							· 立候補 予定 説明県 議 県) 10:00
10月	16日	金	-23	-6	-43	•		・選挙事務従 ド・データ へ提出(従 分)	:市選管					
10月	17日	<b>±</b>	-22	-5	-42									
10月	18日	Ħ	-21	-4	-41			・ポスター掲 完了 ■ 選挙人名簿 録者書面の	異挙時登	法23				△ 投開票 速報リ
10月	19日	月	-20	-3	-40			の告示期限						たれり ハーサ ル(第 1回)
10月	20日	火	-19	-2	-39			<ul><li>・ポスター掲記</li><li>検収</li></ul>						
10月	21日	水	-18	-1	-38	· 選挙人名簿登録者 数:報告受理	市事18	・選挙人名簿 日・登録日	登録基準	法22				
						・選挙人名簿登録者 の報告(県選管へ ● 委員会開催 15:00 選挙管理委員室	)	・選挙人名簿 を県選管・ 報告 ● 委員会開催		令22、事 12、市事 18				
						■ 選挙権を有する者 総数の50分の1、 分の1及び6分の の数の告示	の 自治法 3 74,75,7	・選挙のお知・	らせ発送	令31、市 事25				
							2	・ 不在者投票月 郵送による 開始 ■ 公営ポスタ・ の設置場所の	事前交付 一掲示場	令53, 59 の4、市 事47の2 法144の 2				
						・各任命権者への投 開票事務従事の承 依頼		・投·開票事務 令書(写し) 管へ送付						

			期	告	任	市選管の行う事務	区選管(	の行う事務			学長の行う事系 議・南区、西区			
月	日	曜	日前·後	示前·後	期満了前	事 項	根拠法令	事	項	根拠法令	事	項	根拠法令	備考
10月	22日	木	-17	0	-37		広島県:	】 知事選挙 :	選挙期	日の告示	日			
						・街頭啓発(白ばらキャラバン隊)			者及び同職 (投票所及 役票所)の	法37、令 25, 49の 7、市事 20, 45の 2				· 《県知 事》 立候補 届出
						・屋外広告幕の掲出		■ 投票所及で 票所の告え		法41, 48 の2、市 事24, 45				
						・花電車の運行		■ 投票所の開 繰り上げ編 告示	開閉時刻の 繰り下げの	の2 法40、市 事23				
						· 期日前投票周知用立 看板設置(区役所· 出張所)		■ 投票記載所 る候補者の 掲載順序で	の氏名等の	法175、 運56、市 事156				
								■ 開票管理者 務代理者の	皆及び同職 の選任告示	法61, 令 68, 市事 51				
								■ 開票の場所 の告示	所及び日時	法64				
									人となるべ かるくじを 及び日時の	法62, 市 事52				
								■ 不在者投票 載場所の領		事33、 市事46				
								・開票立会/ 開始	人届出受理	法62、 市事53				
						· 選挙事務所設置(異動)報告受理		・選挙事務原動の報告(では、ポスターを開始	受理開始 · 市選管へ)	法130、 令108、 市事87 法144の 2、市事				
								・ポスター‡ 供与	曷示の便宜	104 令111の 2、市事 107				
								· 公営施設信 演説会開催 開始	使用の個人 催申出受理	法163、 令112				
								· 選挙人名第 録者書面の		法23、 24				
									奪抄本の閲 選挙期日後 とる日ま	法29				
									前投票所)・ 者へ候補者	令92				
								立会人の過	票所の投票 選任につい び投票管理	法38, 48 の2、令 27, 49の 7、市事 21, 45の 2				
								<ul><li>投票所開門</li><li>について</li><li>理者への</li><li>選管への</li></ul>	関係投票管 通知及び県	法40				
								掲載順序で じ	の氏名等の	法175 ③、運 56				
						・区選管から掲載順序 の報告受理		17:20 ・掲載順序の 選管へ報告						
								在者投票記 設営	票所及び不 記載場所の	令32, 49 の7、市 事26				
								前投票所)	里者(期日 へ引継ぎ 用懸垂幕·の	令28, 令 49の7				

		期	告	任	市選管の行う事務		区選管の行う事務			その行う事務		
月日	曜	日前	示前	期満					(朱戠)	南区、西区		備考
ЛЦ	唯	後	後	了前	事 項	根拠 法令	事 項	根拠 法令	事	項	根拠 法令	/用 · 与
10月23日	金	-16	1	-36			・《県知事》 期日前投票及び不在 者投票開始 区役所・出張所 8:30~20:00	法48の 2,49、 令50~				
							・期日前投票所及び区 選管委員長が管理す る不者投票記載場 所内に候補者の氏名 等を掲示 △ 投票管理者及び同職 務代理者打合せ会 15:00 西区	法175 ②、令 125の4				
10月24日	#	-15	2	-35			・《県知事》 公営施設使用の個人 演説会開始	法161、 163, 令 112				
10月25日	Ħ	-14	3	-34	・宣伝車による啓発 (宣伝車11台による 巡回啓発)							· 選挙公 報印刷 (県選 管)
					・街頭啓発(白ばら キャラバン隊)							
10月26日	月	-13	4	-33			△ 投票管理者及び同職 務代理者打合せ会 15:00 安芸区					
10月27日	火	-12	5	-32	・選挙公報の受領 △ 開票等事務打合せ会 10:00 中区役所3階第2 会議室		・選挙公報の受領  △ 投票所庶務係説明会 13:30 中区					
							△ 投票管理者及び同職 務代理者打合せ会 15:00 中区、東区 安佐南区					
10月28日	水	-11	6	-31	· 選挙人名簿登録者	市事18	· 選挙人名簿登録基準	法22				
10月29日	木	-10	7	-30			日・登録日(南区・ 西区) ・選挙人名簿登録者数 を県選管・市選管へ 報告	令22、 23の16、 事12、 83、市 事18、 18の9				
					● 委員会開催 15:00 選挙管理委員室		● 委員会開催					
					歴学官理会員至 選挙権を有する者の 総数の50分の1,3分 の1及び6分の1の 数の告示	自治法 74, 75, 7 6, 80, 81 , 86、地 教法8、 合併法4の	・選挙のお知らせ発送 (新規登録者分)	令31、市 事25				
					・期日前投票周知用立 看板設置(区役所、 出張所)・選挙公報:新聞折込 みにより・朝日・ (中記売・ 日・読売・日本経 済・産経)	2	■ 公営ポスター掲示場 の設置場所の告示	法144の 2				

			期	告	任	市選管の行う事務	区選管	の行う事務			長の行う事			
日	日	曜	日前	一示前	世期満						(県議	·南区、西区		備考
,,	н	ME	後	後	了前	事 項	根拠法令	事	項	根拠 法令	事	項	根拠 法令	рны - Э
10月	30日	金	-9	8	-29	広島県議会	議員補欠		市南区選挙 期日の告示		市西区選挙	区)		
								広島県議: 選挙(広! 挙区・広!	事選挙 登 議 員 市 西 区 選 選 選 選 国 区 選 選 選 員 区 選 選 員 区 区 ろ ろ ろ 選 選 員 る ろ 選 妥 ろ ろ 選 ろ ろ 選 ろ ろ 選 ろ ろ 選 ろ ろ 選 ろ ろ 選 ろ		■ 立候補届出 等の告示	岩者の氏名	法86の 4、市事 73	· 《県議選 補欠 挙 並候補 届出
									者及び同職 (投票所及 役票所)の	法37、令 25, 49の 7、市事 20, 45の 2	■ 選挙立会人 き者を定め 行う場所及 告示	るくじを	法76、市 事68	
								■ 投票所及で 票所の告え	示	法41, 48 の2、市 事24, 45 の2	・選挙立会人 理開始	の届出受	法76	
								告示 ■ 開票管理	繰り下げの 者及び同職	法40、市 事23 法61, 令	・候補者の被	選挙権調	事72、市	
								務代理者の ■ 開票の場所 の告示	の選任告示	68, 市事 51 法64	査・候補者の氏 ・ 候補者の氏 ・ 告(市選管		事75 法86の 4、令92、 市事74	
						・立候補届出状況の返 報受理	E.		所に掲示す の氏名等の を定めるく	法175、 運56、市 事156	管) ・ 立候補届出報(県・市	状況の速	法86の 4、令92、 市事74	
								じを行う <sup>は</sup> 時の告示 ■ 開票立会。 き者を定る	場所及び日	法62, 市事52			113 - 7-7	
								・開票立会/ 開始 ■ 不在者投資 載場所の行		法62、 市事53 市事46				
						・選挙事務所設置(昇 動)の届出の報告受 理		動)の届 報告(市) 報告記載所 る候補者の 掲載順序		法130、 令108、 市事87 法175 ③、運56				
						・掲載順序の報告受理		17:20 ・掲載順序の 選管へ報行 ・公営ポスク		法144の				
								・ポスター 供与	開始	2、市事 104 令111の 2、市事				
								演説会開作 理開始	東用の個人催の申出受	107 法163、 令112				
								録者書面( 間) ・選挙人名	等選挙時登 の縦覧(1日 等選挙時登 異議申出期	法23				
								限 投票管理	者及び開票 候補者の氏	令92				
								・期日前投票 在者投票 設営 ・投票用紙 を投票用紙 が投票所 が投票所) △送致物受付	票所及び不記載場所の 記載場所の 及び抄本等 理者(期日 へ引継ぎ	令32, 49 の7、市 事26 令28、令 49の7				
								13:30						

			期	告二	任#	市選管の行う事務 事項根拠			区選管の	行う事務			長の行う事系 ・南区、西区		
月	日	曜	日前·後	示前·後	期満了前	事	項	根拠法令	事	項	根拠法令	事	項	根拠法令	備考
(10)	∃30E	1)							△ 投票者合 ・ 投票者合 ・ 15:00 ・ 佐票せ会 ・ 佐票せ会 ・ 保証会 ・ は 班会 ・ 15:00	(庶務担当 (					
		*****							中区 △ 開票事務打 (進行指揮 長) 15:00 東区、安:	者・班 芸区					
10月	31⊟	±.	-8	9	-28	・宣伝車による (宣伝車11台 巡回啓発)			・期日前投票 者投票開始 8:30~20: 南区	I及び不在 } :00	法48の 2,49、令 50~				
						· 街頭啓発(白	11# C		期日前投票 選管委在者 所内を掲示 等を掲示 《県議補欠	が管理す 票記載場 者の氏名	法175 ②、令 125の4、 運56				
11,5	月1日	<b>p</b>	-7	10	-27	田頭谷光(と) キャラバン隊 ・宣伝車による (宣伝年11台 巡回啓発) ・市広報紙に記	() ) 啓発 ) による		· 公営施設使 演説会開始 · 市広報紙( 記事掲載	用の個人	法 161, 163 、令112				
11,5	月2日	月	-6	11	-26	· 投票所周知看 開始	†板設 <b>置</b>		△ 投票管理者 務代理者打 15:00 南区						△ 投・開 票速和 リルル (駅 2
									△ 開票事務打 (長) 15:00 安佐南区 ○ 開票事行指 (進行 (15:00 中区	诸・班 [ ] 合せ会					回)
11,5	3日	祝	-5	12	-25	・ 街頭啓発(自 キャラバン隊			・ 投票立会人 期限	選任内申	市事21				
11,5	月4日	水	-4	13	-24				● 委員会開催 会人選任)	(投票立					△ 速報・ 結果報 告打会 せ県庁 10:30
									・重度身体障 要介護者の よる不在者 票用紙等の	郵便等に 投票の投 請求期限	令59の 4、65の 11①				10.00
									・選挙事務所 いて通知( ら300m内) の) △ 開票事務打	役票所か こあるも	法132				
									(進行指揮 長) 15:00 南区、西	者・班 i区 、佐伯区 f及び同職					

			期	告	任	市選管の行う事務		区選管(	の行う事務			長の行う事系・南区、西区		
			Ĥ	示	期						(宗哉	一用心、凸凸		
月	日	曜	前 · 後	前 · 後	満了前	事項	根拠法令	事	項	根拠法令	事	項	根拠法令	備考
11,5	月5日	木	-3	14	-23			への通知知 ・開票立会と ・開票立会と くじ知事	受票管理者 明限 人居出期限 人を定める 17:20 で 17:30	法38、令27、市事21 法62、令69、市事53 法62				
								満たない均	場合の補充 人及び開票	令70の 2、市事 54、55				
						・(補充立候補の場		· 公営施設信 演説会開作 最終日 · (補充立信	崖申出受理	法163				・補充立
						会) 区選管から掲載順序 の報告受理		合) 投票記載所	所に掲示す の氏名等の	③、運56				候補届 出期限
								(掲載) を市選管	17:40 で 17:50 順序の結果 管へ報告)					
11,5	月6日	金	-2	15	-22	· 街頭啓発(白ばら キャラバン隊)		· 選挙公報 · 投票所器材		法170				
		1000000					\25°			(A) []				
11;	月7日	#:	-1	16	-21		選	_ 挙 運 ┌────	動最	終 日 			-	
								·期日前投票 投票 最終		法48の2 ①, 49、 令50				
						・宣伝車による啓発 (宣伝車11台による 巡回啓発) 8:30~17:00		かけ	参加の呼び 善街で啓発					
						・街頭啓発(白ばら		物資を配金を設定している。	记布	令32、				
						キャラバン隊)		・開票所設さ	当	事23、 市事26				
						· 当日有権者予定者 数:速報受理		· 当日有権者 数:市選管	<b>当</b> 予定者					
								・投票記載所 る候補者等	所に掲示す 等の氏名表 管理者(投	法175				
								・期日前投票 理者(期日 所)から	目前投票	法55, 48 の2②、 令49の 10				
									及び抄本等 里者(投票 迷ぎ	令28				

			期	告	任	市選管の行う事	区選管の	の行う事務			長の行う事務 南区、西区				
月	日	曜	日前·後	示前·後	期満了前	事	根拠法令	事	項	根拠法令	事	項	根拠 法令	備	考
11	月8日	Ħ	0		-20		選	<u> </u>	期	日					
								<b>▲</b> ∓ □ ∧ □ □							
								<ul><li>● 委員会開催</li><li>〔投</li></ul>	票〕						
						・投票状況:速報 (1時間毎及び約		・投票状況		事52、 市事43					
						果)・宣伝車による投票		毎及び結り		法40					
						呼びかけ 広報車11台		7:00~2	0:00						
								※ 投票時間® 所	変更の投票						
									似 島:00~18:00						
								7	金輪 :00~18:00						
									第二十一 :00~18:00						
								7	上多田 :00~18:00						
								· 投票区数 広島市記	+273区						
								中区東区							
								南区							
								西区	36区 区 39区						
									区 60区						
								安芸区							
								佐伯区 · 投票記載所	<b>斤へ候補者</b>	法175、					
								の氏名表等 ・ 投票所入口	コから300m	運56 法134					
								の閉鎖命令							
						· 不在者投票転送 (17:30、18:30 便事業株式会社)			投票区の投	令60, 61					
						支店へ)	A 555	票管理者							
								・期日前投票 理者へ送到	女	法55,48 の2②					
							1	〔開 ┃・投票箱等	票〕 (投票所及	法55, 48					
								び期日前担 致物受付	设票所)送	<b>の2②</b>					
						・ 開票状況:速報	受理		寺刻 21:20 (22:00から						
						(22:00から30分 び結果)		30分毎及で 速報:県選	が結果)を 選管・市選	事62					
						● 委員会開催		管へ							
						22:30 選挙管理委員3	室								
								・開票の場所 中 区	fi	法63					
									]泰寺中学校						
								広島市立二	葉中学校						
									島工業高等						
								西 区 広島市立観	音中学校						
								安佐南区 広島市立沿	7田高等学校						
								安佐北区 広島市立安	· 佐北高等学校						
								安芸区 広島市立矢	野中学校						
								佐伯区	日市中学校						

			期	告	任	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事系 (県議・南区、西区		
月	日	曜	日 前	示前	期満		根拠		根拠		根拠	備考
			· 後	· 後	了 前	事項	法令	事項	法令	事項	法令	
11)	月9日	月	1	18	-19	・ポスター掲示場撤去 開始		・選挙結果:県選管・市 選管へ報告(開票録 写し・結果報告書)	事77	● 選挙会開催(南区· 西区) 10:00	法78	・結果報 告書検 収
						· 投票所周知看板撤去 開始		選挙結果の記録整理		・開票録写し、開票結果 の報告書を検収	法66③、 80、令74	· 選挙会 (県議
								・投票所・開票所器材		・選挙録の作成	法83	会議員選挙)
								撤収及び整理		・ 当選人決定の報告	法101の 3、事76、	
										・選挙録等の送付	市事77 法83、令85、事	
										・当選証書の付与(南	77、市事 77	
						. 力 <b>化 %</b> '关		. 九仆 <b>公</b> 米		区・西区)		・選挙会
11月	10日	火	2	19	-18	・礼状発送		・礼状発送				・選手云 (県知 事選 挙)
11月	11日	水	3	20	-17			・ポスター掲示場撤去 に伴う検収				+/
	12日	- 1	4	21	-16							
11月	13日	金	5 6	22 23	-15 -14							
-	15日	B	7	24	-13							
11月	16日	月	8	25	-12							
11月	17日	火	9	26	-11							
_	18日		10	27	-10							
_	19日		11	28 29	-9 -8							
	21日		13	30	-7							
11月	22日	Ħ	14	31	-6							
11月	23日	**	15	32	-5							選効関異出(①知県選動収告出(①知県当効関異出(①議 当効挙力す議期法)事議挙費支書期法)事議選力す議期法) 選力のにる申限20県 のにる申限20県 のにのにる申限20県 のにののにる申限20県 のに
	24日		16	33	-4 -3							関する 異議申 出期限 (法206 ①)県 知事
11月	26日	木	18	35	-2							
	27日	金	19	36	-1							・任期満
	28日	#	20	37	0							了日
11月	29日	Ħ	21	38	1							

		期	告	任	市選管の	市選管の行う事務		区選管の	行う事務			長の行う事務 南区、西区		
月日	曜	日前 ·後	告示前·後	期満了前	事	項	根拠法令	事	項	根拠法令	事	項	根拠法令	備考
11月30日	月	22	39	2										
12月1日	火	23	40	3										
12月2日	水	24	41	4										
12月3日	木	25	42	5										
12月4日	金	26	43	6										
12月5日	1	27	44	7										
12月6日	Ħ	28	45	8										
12月7日	月	29	46	9										
12月8日	火	30	47	10										·選挙争 訟提起 期限 (法 204)
12月9日	水	31	48	11										
12月10日	木	32	49	12										· 当選争 訟提起 期限 (法 208)

凡 例

法 = 公職選挙法 令 = 公職選挙法施行令

事 = 公職選挙事務取扱規程 運 = 公職選挙法による選挙運動等に関する規程 市事 = 広島市公職選挙事務取扱規程 地自法 = 地方自治法 地教法 = 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 合併特例法 = 市町村の合併の特例に関する法律

# 3 選挙人名簿登録者数

(1) 広島県知事選挙にかかる選挙時登録

今回の広島県知事選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会の定めるところにより、次のとおり行われた。

① 被登録資格の決定の基準となる日

平成21年10月21日

ただし、年齢については、 選挙期日(11月8日)により 算定

② 登録の日平成21年10月21日

③ 縦覧期間 平成21年10月22日

区名	平成21年10月	21日現在の選挙/	
	男(人)	女 (人)	計 (人)
中	47, 619	57, 254	104, 873
東	45, 632	50, 581	96, 213
南	54, 182	57, 207	111, 389
西	70, 477	77, 057	147, 534
安佐南	86, 291	90, 206	176, 497
安佐北	59, 204	65, 395	124, 599
安 芸	30, 903	31, 776	62, 679
佐 伯	52, 364	56, 541	108, 905
広島市 計	446, 672	486, 017	932, 689
広島県 計	1, 113, 825	1, 218, 096	2, 331, 921

# (2) 広島県議会議員補欠選挙にかかる選挙時登録

南区及び西区において、広島県知事選挙と同時に行う広島県議会議員補欠選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会の定めるところにより、次のとおり行われた。

これにより、新たに登録された者は、広島県知事選挙も投票することができる。

① 被登録資格の決定の基準となる日 平成21年10月29日 ただし、年齢については、選挙期日(11月8日)により算定

② 登録の日

平成21年10月29日

区名	平成21年10月2	29日現在の選挙人	、名簿登録者数
区 右	男 (人)	女 (人)	計 (人)
南	54, 178	57, 198	111, 376
西	70, 479	77, 055	147, 534

③ 縦覧期間 平成21年10月30日

# 4 選挙長及び開票管理者

# (1) 選挙長及び同職務代理者

# ① 広島県知事選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理者は、次のとおりである。

選挙長	同職務代理者
椎木 タカ	佐々木 浩二

# ② 広島県議会議員補欠選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理者は、次のとおりである。

選挙区名	選挙長	同職務代理者
広島市南区	大原 貞夫	栗原 廣行
広島市西区	爲末 和政	渡田 春男

# (2) 開票管理者及び同職務代理者

各区の選挙管理委員会において、選挙権を有する者の中から次の者を選任した。

区名	開票管理者	同職務代理者
中	安村和幸	酒井 義法
東	前川 秀雅	野上 千津江
南	大原 貞夫	栗原 廣行
西	爲末 和政	渡田 春男

区 名	開票管理者	同職務代理者
安佐南	山田 延廣	棚多 展義
安佐北	秦  清	谷 博司
安 芸	荒井 秀則	喜多川 寛
佐 伯	原 伸太郎	重藤 吉久

# 5 選挙事務関係者

開票事務には、市・区職員が従事したが、投票事務については、広島県知事選挙に おいては全事務従事者の29.65%を、広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙にお いては全事務従事者の31.13%を、それぞれ民間人に委嘱した。

# (1) 投票事務関係者

# ① 広島県知事選挙

		投 票	投 票		投票事務	5従事者	
区分		管理者 立会人		市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
	中	23	79	_	126	87	213
	東	22	87	_	110	80	190
	南	33	87	_	194	129	323
選挙当日	西	36	117	_	213	140	353
投票所	安佐南	39	100	_	224	125	349
汉示//	安佐北	60	164	2	264	139	405
	安 芸	17	37	_	104	56	160
	佐 伯	43	98	_	201	115	316
	市 計	273	769	2	1, 436	871	2, 309
	中	15	24	_	89	3	92
	東	32	120	4	78	10	92
	南	15	26	18	119	4	141
期日前	西	15	24	118	125	_	243
投票所	安佐南	64	40	100	278	147	525
1人示//	安佐北	62	230	19	104	32	155
	安芸	63	28	9	77	21	107
	佐 伯	32	57	64	56	48	168
	市 計	298	549	332	926	265	1, 523
	中	38	103	_	215	90	305
	東南	54	207	4	188	90	282
	南	48	113	18	313	133	464
	西	51	141	118	338	140	596
合 計	安佐南	103	140	100	502	272	874
	安佐北	122	394	21	368	171	560
	安芸	80	65	9	181	77	267
	佐 伯	75	155	64	257	163	484
	市 計	571	1, 318	334	2, 362	1, 136	3, 832

# ② 広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙

	投票	投票	投票事務従事者				
区分	管理者	立会人	市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計	
選挙当日投票所	33	87	_	194	129	323	
期日前投票所	8	19	18	80	3	101	
合 計	41	106	18	274	132	424	

# (2) 開票事務関係者

		開票ュ	公会人	開票事務従事者			
区 名	開票管理者	①知事	②県議	市・区 選管書記	市·区 職員	計	
中	1	3	_	6	153	159	
東	1	3	_	7	144	151	
南	1	3	3	7	198	205	
西	1	3	_	24	136	160	
安佐南	1	3	_	6	204	210	
安佐北	1	3	_	7	166	173	
安 芸	1	3	_	7	93	100	
佐 伯	1	3	_	12	126	138	
市計	8	24	3	76	1, 220	1, 296	

# 6 選挙啓発事業

広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票参加を呼びかけた。

(時期について特に明記のないものは告示日から実施)

種別	事項	時期・場所等	内容・その他
	① 立看板の掲出	公民館 (68か所) 勤労青少年ホーム (2か所) 地域福祉センター (4か所) 区スポーツセンター等 (13か所) 区民文化センター (7か所) こども文化科学館 交通科学館 映像文化ライブラリー 大学 (10か所)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	② 期日前投票周知用 立看板の掲出	区役所(12か所) 出張所(11か所)	期日前投票の周知用立看板を 掲出した。
看板掲出等	③ 大看板の掲出	JR広島駅南口 中央公園 JR西広島駅前 JR中野東駅前 JR五日市駅北口南口通路	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大看板を掲出した。
	<ul><li>④ 投票所周知用立看板の掲出</li></ul>	投票所の分かりにくい地域、投票 所の変更があった地域(137か 所)	投票所が分かりにくい、又は 投票所を変更した地域に周知用 立看板を掲出した。
	⑤ 懸垂幕の掲出	各区役所 JR矢野駅前駐輪場	選挙名及び投票日の周知用懸 垂幕を掲出した。
	⑥ 大型垂れ幕の掲出	本通りアーケード 金座街アーケード	選挙名及び投票日の周知用大型垂れ幕を掲出した。
	⑦ のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地(150本)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。
	⑧ 啓発用マグネット シートの貼り付け	市・区公用車、清掃車 (540枚)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用マグネットシートを 貼り付けた。
	○ ポスターの掲出	官公庁、大学、百貨店、銀行、主 要企業等	B 2 判ポスターを県内約1,200 か所へ掲出した。
参考	○ 懸垂幕の掲出	県庁	選挙名及び投票日の周知用懸 垂幕を掲出した。
(県実施)	〇 大看板の掲出	県庁前 JR広島駅新幹線口	選挙名及び投票日の周知用大 看板を掲出した。
	○ ラッピング電車の 運行	10/22 (木) ~11/8 (日) 広島電鉄宮島線	選挙名及び投票日を掲出した ラッピング電車を走らせた。

種別	事 項	時期・場所等	内容・その他
		ア 各区での街頭啓発 10/22 (木) ~11/7 (土)	各区において啓発グッズ (ティッシュペーパー、マスク) を 配布した。
	① 街頭啓発の実施	イ 白ばらキャラバン隊による街 頭啓発 実施日及び実施場所 10/22 (木) ②⑥ 10/25 (日) ④⑥ 11/1 (日) ③⑤ 11/3 (火) ①⑤ 11/6 (金) ②④ 11/7 (土) ③⑤ 【実施場所】 ①アルパーク前 ②JR広島駅南口前 ③そごう広島店前 ④天満屋広島八丁堀店前 ⑤広島ペルコ前 ⑥広島本通電停前	マスコットの「いっぴょん」 他によるキャラバン隊を編成 し、JR駅前や繁華街等で、啓 発グッズを配布した。
街頭啓発等		ウ 県選管との合同街頭啓発 実施日 11/6(金) 実施場所 八丁堀交差点一帯	マスコミに選挙に関する記事 を掲載してもらうため、投票日 直前に県・市選管が合同で大規 模な街頭啓発を行った。
		エ 選挙ボランティアによる大学 祭での啓発 実施日及び実施場所 10/25 (日) 広島市立大学 10/31 (土) 安田女子大学	大学祭の会場で啓発グッズを 配布した。
	② 宣伝車による巡回	実施日 11/1 (日)、11/7 (土)、 11/8 (日) 宣伝車 中・東・南・西・安芸区 各1台 安佐南・安佐北・佐伯区 各2台 計11台	選挙名及び投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。
	③ 花電車の運行	10/27(金)~11/8(日) 広島駅~広島港~広電西広島	選挙名及び投票日を周知する 看板を掲出した市内電車を走ら せた。

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他	
	① 市の広報番組での 広報	選挙期間中の放送日	市の広報番組で投票を呼びかけた。	
広報活動等	② 市選挙管理委員会 ホームページでの広報	10/19 (月) ~11/8 (日)	選挙名、投票日及び投票制度 を掲載し、広く市民に周知した。	
	③ 市広報紙での広報	広報紙「市民と市政」 10月15日号、11月1日号	市広報紙「市民と市政」に選 挙に関する記事を掲載した。	
	〇 テレビスポット	民放4局 (RCC、HTV、HOME、TSS)	選挙名及び投票日の周知用テレビスポットを放送した。	
	○ ラジオスポット	民放3局 (RCC、広島FM、FMちゅーピー)	選挙名及び投票日の周知用ラジオスポットを放送した。	
	○ 県選挙管理委員会 ホームページでの広 報	10/22 (木) ~11/8 (日)	選挙名、投票日及び選挙制度 を掲載し、広く周知した。	
参考 (県実施)	〇 新聞広告	10/22 (木) ~11/8 (日) 朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、 産経新聞、日経新聞、中国新聞、 山陽新聞、リビング新聞	選挙名及び投票日を周知する 新聞広告を行った。	
	○ 街頭大型ビジョン	紙屋町交差点「NAVIA」 八丁堀「C-vision」 広島駅「C-vision」 基町クレドビジョン	テレビスポットと同一素材を 放送した。	
	○ 映画館CM放送	10/24 (土) ~11/6 (金) 1 0 9シネマズ広島(アルパーク 北棟)	映画上映時に選挙名及び投票 日の周知用CMを放送した。	
	① 啓発用お面の配布	安佐動物公園、植物公園、交通科 学館、森林公園、こども文化科学 館(作製数5,000枚)	子供向けのお面の配布を通 じ、保護者に対し投票を呼びか けた。	
その他	② 住所異動者に対す る周知用チラシの配 布	各区役所、出張所	選挙名、投票日及び選挙制度 を周知するチラシを、住所異動 者に配布した。	
	④ 館内放送による広 報	スーパーマーケット、公共施設等 (百貨店は県選管が対応)	選挙名及び投票日を周知する 館内放送を行った。	

<sup>※</sup> 県実施の事業については、実績ではなく計画を記載している。



平成21(2009)年 通卷1394号

特集 ICTを利活用した豊かで安全・安心なまちづくり 貴重な森と触れ合う機会を増やそう プレゼント・クイズでザ・広島ブランドを当てよう!

3 ひろしま市民と市政

平成21年(2009年)10月15日

# 月8日日

※10月1日現在、執行が決まっている 選挙区です。他の選挙区でも執行さ れる場合があります

まれた人で、10月21日現在、市

平成元年11月9日までに生

投票できる人



7:00~20:00 投票時間

《似島集会所(南区)は6:00~18:00、金輪島集会所(南区)と白 川集会所、みどり会館(佐伯区)は7:00~18:00

●市内で転居した人 月以上住んでいる人 内に住所があり、引き続きるカ

まれた人で、10月29日現在、広 ●投票できる人 平成元年11月9日までに生

せください

選挙管理委員会へお問い合わ ないため、広島市では投票でき

ません。詳しくは、前住所地の 島市の選挙人名簿に登録され 月30日以降に転入した人は、広

①は7月22日以降に、②は7

転入した人

は以前の住所地で投票できま 日以降に転居の届出をした人 た人は現在の住所地で、9月30 日までに市内転居の届出をし に登録されている人で、9月29すでに広島市の選挙人名簿

県内の他市町から

地で投票できます の届出をした人は以前の住所 広島市南区から他区への転居

日までに広島市南区から他区 票できません。9月30日以降に に登録されている人で、9月29 への転居の届出をした人は投 ●市内で転居した人 すでに広島市の選挙人名簿

き3カ月以上住んでいる人 島市南区に住所があり、引き続

経)で折り込み配布予定です。 や経歴などを掲載した選挙公 き次第、備え付けます 区役所、出張所、公民館にも届 朝日·毎日·読売·日本経済·産 報を、10月29日米の朝刊(中国・ 県知事選挙の候補者の政見

選挙公報を配布します

く)、②は南区役所

【投票できる場所】①は住所地 (選挙人名簿登録地)の区役所、

期日前投票のご利用を

す。時間はいずれも午前8時半 日に投票に行けない人は、投票 所では、宣誓書を記載していた 日も投票できます(期日前投票 日の前に投票を。土・日曜日・祝 【日時】①は10月23日倫から、② 仕事やレジャーなどで、投票 31日出から投票できま

を贈ることは、禁止されています ■政治家は有権者に寄付を贈ら みんなで守ろう「三ない運動」 求めない■政治家から有権者へ ない■有権者は政治家に寄付を 有権者が求めてもいけません。 政治家が選挙区内にお金や物

だきます)

固市·区選挙管理委員会 2504-2513, 20504-2519 ☎504-2544、₩541-3835 東区 ☎568-7704、☎262-6986 #250-8934、#B252-7179 西区 #532-0926, #0232-9783 安佐南区 2831-4927, 28877-2299 安佐北区 安芸区 ☎819-3959, ##815-3906 ☎821-4904、20822-8069

平成21(2009)年 通巻1396号

子ども・高齢者への虐待・ご相談ください 2面 姉妹都市提携50周年ホノルルの日 記念イベント プレゼント・クイズでザ・広島ブランドを当てよう/ 3面 6面

平成21年(2009年)11月1日

ひろしま市民と市政 2



投票に行ごう/ 11月8日日は広島県知事選挙・広島県議会議員補欠選挙(南区・西区)です。都合の悪い人は「期日前投票」を利用しましょう 図市選挙管理委員会(章504-2513、即504-2519)





11月8日(日)は、県知事選挙・県議会議員補欠選挙(南区選挙区)の投票日です。





# 11月8日 県知事選挙 投票日 県議会議員補欠選挙

### 投票時間 午前7時~午後8時

# ◆西区で投票できる人

月29日現在、西区内に住所があり、広島市内に に必要事項を記入し提出していただきます。) 引き続き3か月以上住んでいる人。

# ◆市内で転居した人

すでに、広島市の選挙人名簿に登録されて ◆選挙のお知らせはがき いる人で、9月29日までに市内転居の届出を した人は現在の住所地で、9月30日以降に転 票できます。投票所で持参していないことを 居の届出をした人は以前の住所地で投票でき ます。

# ◆県内の他市町から転入した人

7月30日以降に転入した人は、西区の選挙

人名簿に登録されていないため、西区では投 票できません。詳しくは、前住所地の選挙管 理委員会へお問い合わせください。

### ◆期日前投票のご利用を

仕事やレジャーなどで、投票日に投票に行け ない人は、投票日の前に投票を。土・日曜日・ 平成元年11月9日までに生まれた人で、10 祝日も投票できます。(期日前投票所では宣誓書 【時間】午前8時半~午後8時

# 【投票場所】西区役所2階

選挙のお知らせはがきを持参しなくても投 伝えてください。

#### 固西区選挙管理委員会

(£532-0926, £1232-9783)







# 選挙事務臨時職員募集

11月8日印に行われる「広島県知事選挙」に おいて、安佐南区の各投票所で、投票事務の補 助を行う臨時職員を募集します。

詳しくは、安佐南区選挙管理委員会(区政振 興課内) にお問い合わせください。

日安佐南区選挙管理委員会 (区政振興課内)

(\$\frac{1}{12}831-4925, \$\frac{1}{12}877-2299)



11月8日(日)は広島県知事選挙・広島県議会議員補欠選挙の投票日です。

# 11月8日(日)

# ■広島県知事選挙

# ■広島県議会議員補欠選挙

広島県議会議員補欠選挙の広島市西区選挙区については、候補者の数が 選挙すべき議員の定数を超えないため、投票は行いません。 (平成21年10月30日追記)

#### 投票時間 午前7時から午後8時まで(一部地域を除く。)

南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会 館は午前7時から午後6時まで

#### 投票日当日に広島市で投票できる人 1

# ■広島県知事選挙

- ◆選挙人名簿に登録される次の(1)~(3)の要件を満たす人で、投票日当日に選挙権を有する人は投票できま
- (1) 日本国籍を持っている人
- (2) 平成元年11月9日までに生まれた人(投票日に満20歳以上) (3) 平成21年10月21日現在、広島市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人(7月21日 までに住民基本台帳に記録された人)
- までに住民本の中版に記録で40に ス/ なお、(1) ~ (3) 以外にも、下記の広島県議会議員補欠選挙ができる人は広島県知事選挙も投票できます。 ◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は、次の場所で投票することになります。

Post 1070 No. 10	区 分	投票する所	
市外から広島市へ	平成21年7月21日までに届出をした人	広島市	
転入(注)	平成21年7月22日以降に届出をした人	元の住所地(県内市外)(※)	
広島市内で	平成21年9月29日までに届出をした人	新しい住所地	
転居	平成21年9月30日以降に届出をした人	元の住所地	
広島市から 県内市外へ	平成21年7月21日までに届出をした人	新しい住所地	
転出(注)	平成21年7月22日以降に届出をした人	広島市(※)	

- ◆広島県外へ転出された方は投票できません。
- ◆(※)投票にあたっては、次の(1)~(3)を満たす必要があります。
- (1) 広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること
- (2) 広島県内の市町の間で1回だけ住所を変えた人であること
- 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すること
- ◆ (注) 転出先又 は転入前の県内の他市町で、広島県知事選挙のみ行われる場合に限ります。 ◆上記以外にも、次の広島県議会議員補欠選挙の投票を行うことができる人は、広島県知事選挙の投票もで きます。

- ■広島県議会議員補欠選挙(広島市南区選挙区·広島市西区選挙区)
- ◆選挙人名簿に登録される次の(1)~(3)の要件を満たす人で、投票日当日に選挙権を有する人は投票できま

(ただし、広島市西区選挙区では、候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えないため、広島県議会議員補 欠選挙の投票は行いません。) (平成21年10月30日追記)

- (1) 日本国籍を持っている人
- (2) 平成元年11月9日までに生まれた人(投票日に満20歳以上)
- (3) 平成21年10月29日現在、南区又は西区に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人(7月2 9日までに住民基本台帳に記録された人)
- ◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は、次の場所で投票することになります。

	区 分	投票する所
市外から 南区又は西区へ	平成21年7月29日までに届出をした人	新しい住所地
転入(注)	平成21年7月30日以降に届出をした人	県議補欠選挙の投票はできません
広島市内で	平成21年9月29日までに届出をした人	新しい住所地
転居	平成21年9月30日以降に届出をした人	元の住所地
南区又は西区から 県内市外へ	平成21年7月29日までに届出をした人	県議補欠選挙の投票はできません
転出(注)	平成21年7月30日以降に届出をした人	元の住所地(※)

- ◆広島県外へ転出された方は投票できません。 ◆(※)投票にあたっては、次の(1)~(3)を満たす必要があります。
- (1) 広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること
- (2) 広島県内の市町の間で1回だけ住所を変えた人であること
- 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すること
- ◆(注)転出先又は転入前の県内の他市町で、広島県知事選挙のみ行われる場合に限ります。 ◆広島市西区選挙区では、広島県議会議員補欠選挙の投票は行いません。(広島県知事の投票は行いま す。) (平成21年10月30日追記)

# 投票用紙 の種類

投票用紙については次のとおりです。

■広島県知事選挙	候補者名を記載してください。	白色の用紙
■広島県議会議員補欠選 挙 (広島市南区選挙区)	候補者名 を記載してください。	ピンク 色の用紙

# 「選挙のお知らせ」のはがき

投票できる人には、投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を告示日に発送しています。投票するときにご持参ください。

はがきが届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。お住まいの区の選挙管 理委員会にご連絡ください

なお、はがきが届いた後になくされたり、投票される際にはがきを持参されていなくても投票できますの で、投票所や期日前投票所で、その旨を伝えてください。

#### 4 期日前投票

# ■広島県知事選挙

◆日

0月23日(金)から11月7日(土)の午前8時30分から午後8時まで

(土曜日・日曜日・祝日を含む)

選挙人名簿登録地(住所地)の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。安佐出張所は敷地内の仮設投票

※連絡所ではできません。

◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」のはがき(届いている場合のみ。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できま す。)

※印鑑は必要ありません。

# ■広島県議会議員補欠選挙(広島市南区選挙区)

◆日 時

10月31日(土) から11月7日(土) の午前8時30分から午後8時まで (土曜日・日曜日・祝日を含む)

◆場 所

南区役所

※連絡所ではできません。

◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」のはがき (届いている場合のみ。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。) ※印鑑は必要ありません。

# 5 不在者投票

名簿登録地の選挙管理委員会における投票日前の投票は、原則、期日前投票になりますが、一部の投票に ついては、不在者投票となります。

◆不在者投票のできる場所

〇都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等(入院・入所中の人に限られます。) 〇名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会(出張等で他の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票を 行う場合など)

◆広島市の選挙人名簿に登録されている人が、他の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票する場合は、「不在者投票請求書・宣誓書」を登録されている区の選挙管理委員会へ郵送等で送付又は持参し、投票用紙を請求してください。 (FAX、電子メールは不可)

>>>不在者投票請求書·宣誓書

# 6 重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は11月4日(水)までに区選挙管理委員会に請求してください。 詳しくは、関連情報 >>>体が不自由な人の投票は? をご覧ください。

# 7 点字・代理投票

目の不自由 な人は点字投票 ができます。また、体が不自由 などのため、自ら投票用紙 に記載 できない 人は、投票所 の係員による 代理投票 ができます。お気軽に係員に申し出てください。

# 8 選挙公報(広島県知事選挙のみ)

候補者の氏名、政見、経歴等を掲載した選挙公報を、10月29日(木)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に新聞折込によりお届けしています。 また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも備え付けています。

# 9 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、お気軽に申し出ください。

区	分	投票区	投票所	投票所 の所在地
西	区	己斐第三投票 区	己斐上集会所	西区己斐上一丁目14番5号
安佐	南区	安古市第十四投票 区	高長集会所	安佐南区高取北四丁目4番14号
安佐	北区	落合第三投票 区	玖村会館	安佐北区落合二丁目41番26号
//	,	安佐第十一投票 区 西部会館		安佐北区安佐町大字小河内6080番地の2

その他、広島市選挙管理委員会からのお知らせ等は >>>こちら をご覧ください。

# 10 お問い合わせはこちらまで

		ŧ	問い合わせ先	市・区選挙管理委	員会	
市	⇒	電話504-2513	南区⇒	電話 250-8934	安佐北 区⇒	電話819-3959
中	区⇒	電話504-2544	西区⇒	電話532-0926	安芸区 ⇒	電話821-4904
東	⋉⇒	電話 568-7704	安佐南 区⇒	電話831-4927	佐伯区 ⇒	電話943-9704

# 関連情報

選挙管理委員会への問い合せは?

投票ってどのようにするの?

☆ 投票日当日に投票所へ行けない場合は?

体が不自由な人の投票は?広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙の不在者投票請求書・宣誓書広島県知事選挙及び広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙 投開票状況

戻る 広島市ホームへ

▶各課直通電話・FAX番号・Eメールアドレス

プライバシーポリシー | サイトポリシー | ご意見・お問い合せ | 著作権について | 免責事項

Copyright (C) 2005 HIROSHIMA City. All rights reserved.

# 11月8日(日)は広島県知事選挙の投票日です!!

広島市南区選挙区は広島県議会議員補欠選挙も同時に行われます。
広島市西区選挙区における広島県議会議員補欠選挙の投票は行われません。

選挙人名簿に登録されている人で

最近住所をかえた人はご注意を。

# \*\*

# ■広島県知事選挙の投票■

## 投票ができる人は次の①と②、又は①と③の要件 を満たす人です。

- ① 平成元年11月9日までに生まれた人 (投票日に満20歳以上)
- ② 平成21年10月21日現在、広島市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人
- (7月21日までに住民基本台帳に記録された人)<br/>
  ② 平成21年10月29日現在、南区又は西区に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人

(7月29日までに南区又は西区の住民基本台帳に記録された人)

# ■広島県議会議員補欠選挙の投票■/

選挙区⇒ 広島市南区選挙区 (南区)

### 投票ができる人は次の①と②の要件を満たす人です。

- ② 平成元年11月9日までに生まれた人 (投票日に満20歳以上)
- ② 平成21年10月29日現在、南区に住所があり、 引き続き3か月以上住んでいる人

(7月29日までに住民基本台帳に記録された人)

- 県外へ転出された方は投票できません。
- (※) 投票にあたっては、次の①~③を満たす必要があります。 ①広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること。 ②広島県内の市町の間で1回だけ住所をかえた人であること。 ③「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票」を提示すること。
- (注)転出先又は転入前の県内の他市町で県知事選挙のみ行われる場合に限る。

#### 選挙公報 (県知事選挙)

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を10月29日 (木)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に 折り込んでいます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化 センター等にも備え付けています。

#### 投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、南区の似島集会 所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐 伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時ま でです。

## 「選挙のお知らせ」のはがき

区選挙管理委員会からお送りする「選挙のお知らせ」の はがきを投票の際にお持ちください。届かなかったり、なくし た場合も、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

11月8日に仕事・レジャーで 投票に行けない人は。。。



### 期日前投票

【期日前投票ができる期間】

11月7日(土)まで

午前8時30分~午後8時(土・日曜日・祝日含む)

【場所】

選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(似島出 張所を除く。安佐出張所は仮設期日前投票所とな ります。)

※ 連絡所ではできません。

【持っていくもの】

「選挙のお知らせ」のはがき (届いているとき)

# 〒〒〒 郵便等での不在者投票 〒〒〒

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会 発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で 投票できます。投票用紙は11月4日(水)までに、区選挙管 理委員会へ請求してください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選 挙法で定められた重度の障害がある人
- ② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

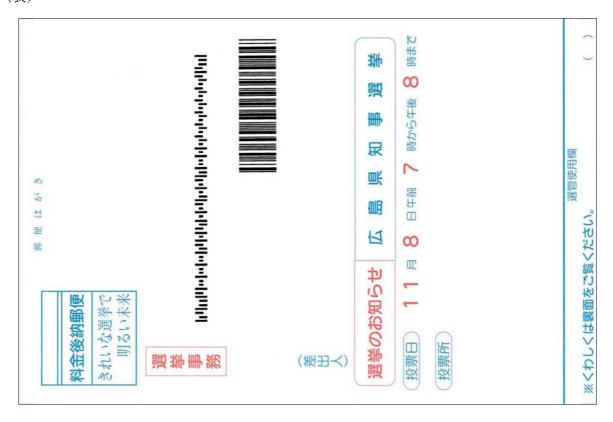
# 点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、体が不自 由等のため、自ら投票用紙に候補者名を記載できない人 は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。

お気軽に係員に申し出てください。

(お問合わせ先)	市	⇒	Tel 504 — 2513	南区:	⇒	Tel 250 — 8934	安佐北区⇒	Tel 819 — 3959
市・区			THE PERSON NAMED IN COLUMN TO SERVICE AND ADDRESS OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TO SE	西区:	⇒	Tel 532 — 0926	安芸区 ⇒	Tel 821 — 4904
選挙管理委員会	東区	⇒	TEL 568 — 7704	安佐南区=	⇒	Tel 831 — 4927	佐伯区 ⇒	Tel 943 — 9704

(表)



(裏)

# 投票には

このはがきを投票所へ持参していただくと、選挙人 名簿との照合が早くすみます。

名簿対照係へ提出してください。 はがきをなくした場合でも、投票できますので、投 票所へお出かけください。

投票所では誕生日(○月○日のみ)をおたずねして ご本人であることを確認させていただいています。生 まれた年「〇年」は必要ありません。

また、運転免許証などご本人と確認ができる書類を ご提示いただいても結構です。

あなたの大切な一票を確実に投票していただくため に必要ですので、ご協力をお願いします。

# 投票のしかた

投票用紙に、候補者名を記入してください。

広島市内から広島県内の他の市や町に住所を移した 人で、引き続きその市や町に居住している人は、元の 住所地において投票することができます。この場合、 転出先の市や町又は転出前の広島市の区の発行する 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住 民票」の提示が必要です。(市や町の間を2回以上異 動した人や県外に転出した人は投票できません。)

# 選挙公報について

選挙公報を新聞(中国、朝日、毎日、読売、日本経済、 産経) に折込んでお届けします。

新聞を購読されていない方で必要な方は、郵送いた しますので、区選挙管理委員会にお申出ください。 なお、区役所、出張所、公民館などにも届き次第備 え付けます。

# 期日前投票のお知らせせひ、ご利用ください。・

投票日に用事や仕事などで投票に行けない場合は 期日前投票制度をご利用ください。(宣誓書の記入 が必要です。)

■期 間 10月23日(金) から11月7日(土) まで

(土曜日・日曜日・祝日もできます。)

午前8時30分から午後8時まで 部時 門

所 住所地の区 (選挙人名簿に登録されて いる区)の区役所、出張所

※ 連絡所では、できません。

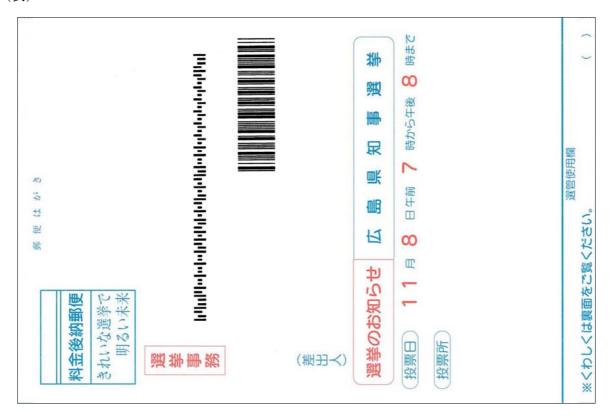
■持参するもの このはがき (届いているとき)

### くわしくは

表記の区選挙管理委員会におたずねください。

# 〔選挙のお知らせ(はがき)〕

(表)

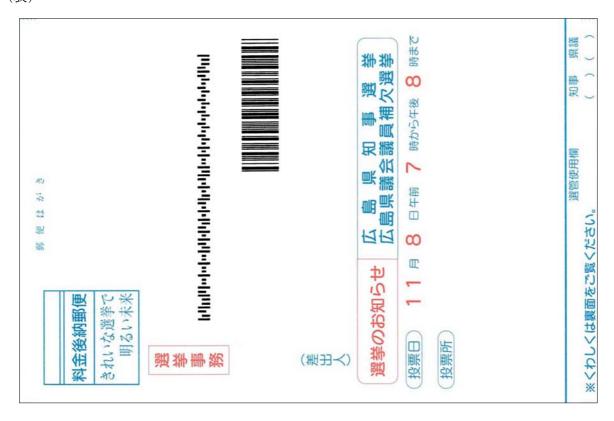


# (裏)

私は、学の当日、	E者投票請求書・宣誓書 P成21年11月8日執行広島県知事選次の事由に該当する見込みです。 真実であることを誓い、投票用紙等を請 平成21年 月 日		
不在者投票事由 住所移転のため、他の市や町に居住			
現住所	₹		
選挙人名簿 に記載され ている住所	広島市 区		
ふりがな 氏 名			
生年月日	明·大·昭·平 年 月 日生		
電話注:「引	( ) - き続き県内に住所を有する旨の証明書」		
	私の以し 不住所 現 選記 が 名 生年 電 話		

# 〔選挙のお知らせ(はがき)〕 (表)

市内居住者用 (県知事選挙、県議会議員補欠選挙)



# (裏)

# 投票には

このはがきを投票所へ持参していただくと、選挙人 名簿との照合が早くすみます。

名簿対照係へ提出してください。

はがきをなくした場合でも、投票できますので、投票所へお出かけください。

投票所では誕生日(〇月〇日のみ)をおたずねして ご本人であることを確認させていただいています。生 まれた年「〇年」は必要ありません。

また、運転免許証などご本人と確認ができる書類を ご提示いただいても結構です。

あなたの大切な一票を確実に投票していただくため に必要ですので、ご協力をお願いします。

# 投票のしかた

投票用紙に、候補者名を記入してください。

■県知事 … 白色の投票用紙 ■県 議 … ピンク色の投票用紙

広島市内から広島県内の他の市や町に住所を移した人で、引き続きその市や町に居住している人は、元の住所地において投票することができます。この場合、転出先の市や町又は転出前の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」の提示が必要です。(市や町の間を2回以上異動した人や県外に転出した人は投票できません。)

# 選挙公報について (県知事のみ)

選挙公報を新聞(中国、朝日、毎日、読売、日本経済、 産経)に折込んでお届けします。

新聞を購読されていない方で必要な方は、郵送いた しますので、区選挙管理委員会にお申出ください。 なお、区役所、出張所、公民館などにも届き次第備 え付けます。

# 期日前投票のお知らせせひ、ご利用ください。一

投票日に用事や仕事などで投票に行けない場合は 期日前投票制度をご利用ください。(宣誓書の記入 が必要です。)

### 圖期 間

県知事 10月23日(金) から11月7日(土) まで 県 議 10月31日(土) から11月7日(土) まで

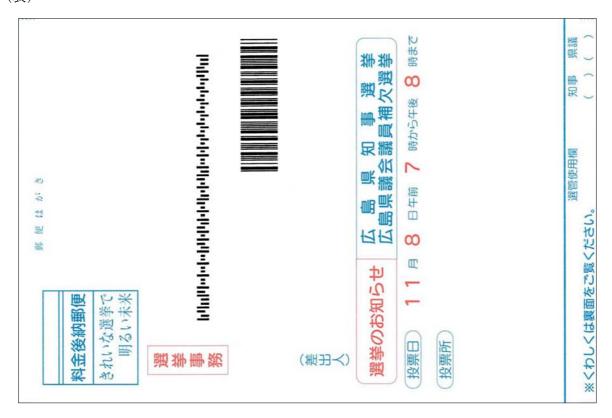
(土曜日・日曜日・祝日もできます。)

- ■時 間 午前8時30分から午後8時まで
- ■場 所 住所地の区 (選挙人名簿に登録されて いる区)の区役所
- ■持参するもの このはがき (届いているとき)

## くわしくは

表記の区選挙管理委員会におたずねください。

(表)



(裏)

不在者投票請求書・宣誓書 私は、平成21年11月8日執行広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。 以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。 平成21年 月 日
不在者投票事由 住所移転のため、他の市や町に居住
現住所
選挙人名簿 に記載され ている住所
ふりがな 氏 名
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生
電 話 ( ) —